**平成２１年（フ）第６号**
徳島県海部郡海陽町大里字古畑95番地１
債務者　伊勢田直實
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２１年（フ）第５６３号**
宮崎市城ケ崎３丁目３番地１　リバーサイド宮崎701号
債務者　比江島美彦
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１５号**
宮崎県延岡市宮長町168番地１
債務者　大谷　夏子
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２２年（フ）第２９号**
宮崎県日向市東郷町山陰己715番地１
債務者　井上めぐみ
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２２年（フ）第２７号**
松江市東津田町1801番地４　パレーシャル金森202号
債務者　古瀬明日香
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４３８号**
山口県下関市長府安養寺３丁目３番10号
債務者　濵田　健成
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第４５５号**
山口県下関市安岡町３丁目１番30号　北村アパート
債務者　都築　明美
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２２年（フ）第１９号**
山口県下関市伊倉新町２丁目２番５号　ニュー・ベェルウェル107号
債務者　原田　雄二
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２２年（フ）第２３号**
福島県いわき市小名浜諏訪町25番地の22　福寿荘２Ｆ
債務者　柿崎チカ子
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２２年（フ）第２４号**
福島県いわき市四倉町大森字高野94番地
債務者　古市　光雄
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２１年（フ）第１５３号**
石川県能美市松が岡２丁目66番地
債務者　松本　義治
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２２年（フ）第３号**
神奈川県横須賀市大矢部５丁目９番７号　浅野アパート
債務者　石川　美幸
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第８号**
神奈川県三浦市初声町高円坊717番地
債務者　川名日出男
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第１５号**
神奈川県横須賀市佐野町３丁目10番地
債務者　狩所　裕希
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第１７号**
神奈川県横須賀市馬堀町１丁目21番29号
債務者　山口　政和
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第１８号**
神奈川県横須賀市馬堀町１丁目21番29号
債務者　山口　秀美
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第１号**
長崎県松浦市志佐町高野免1029番地１　馬場コーポ３、従前の住所長崎県佐世保市世知原町長田代451番地
債務者　七種久美子
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

**平成２２年（フ）第１３号**
長崎県平戸市田平町下寺免1782番地２
債務者　下寺　典子
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係